

平成29年産麦類のモニタリング検査について

平成29年4月1日

農政課

I 基本的な考え方

- 乾燥調製や集荷の実態を踏まえ、ロット単位のモニタリング検査により安全を確認する。
- 検査結果が判明するまで出荷を自粛し、各検査区域の麦種ごとに乾燥・調製後の麦について検査を行い、その結果に基づき出荷を可能とする。

II 検査の概要

1 検査対象及び区域

検査対象麦種	小麦(10点)、二条大麦(9点ビール用を含む)、六条大麦(8点) ※はだか麦は大麦を含む
検査区域	県内全域をJA区域ごとに検査
ロットの選定方法	検査区域で作付けされている麦種ごとに最初のロット(1点)を選定

2 検査方法

- (1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、集荷業者の立会いの下、指定された採取場所からサンプルを採取する。
- (2) 農業試験場等において、ゲルマニウム半導体検出器により測定する。

3 検査結果の取扱い

- (1) 検査結果により検査区域ごと、麦種別に出荷の可否を判断する。
- (2) 出荷可否の判断
 - ア 放射性セシウムが50Bq/kg以下の場合は、同一検査区域、同一麦種で出荷を可能とする。
 - イ 50Bq/kg超の放射性セシウムが確認された場合は、当該検査区域の全てのロットを検査する。
 - ・基準値(放射性セシウム100Bq/kg)以下であることが確認できたロットは出荷可能
 - ・基準値を超過した場合は、食品衛生法に基づき当該ロットの販売を禁止